# 【地方行政委員会】

## (1) 審議概観

第129回国会において地方行政委員会に付託された法律案は、内閣提出9件であり、このうち8件が成立した。また、本委員会付託の請願2種類8件は、いずれも採択された。

## [法律案の審査]

## 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方税法の改正は、当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成6年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び特定扶養親族に係る控除額の引き上げを行うほか、法人住民税均等割の税率の見直し、土地の評価替えに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講じようとするものである。

また、地方財政法の改正は、個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、地方分権と地方財政の確立、地方消費税構想、地方単独事業のための財政措置、土地の流動化促進のための土地譲渡益課税の税率の引き下げの必要性などの質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、減税に伴う減収額の補てん策、交付税特別会計の剰余金、 今後の税制改正における地方税源の拡充強化、私学助成の一般財源化などの質 疑が行われた。

質疑終局後、石渡理事から不動産取得税の課税標準の引き下げ及び長期譲渡 所得に係る道府県民税及び市町村民税の所得割に係る税率の引き下げを内容と する修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本案は原案どおり多数 で可決された。なお、減税に伴い発行される地方債の償還財源の確保外1項目 の附帯決議が行われた。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、

平成6年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正しようとするものであり、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、農業用施設等の整備を促進するための補助率のかさ上げ等の特別措置を行う同法の有効期限を5年間延長しようとするものである。

委員会においては、同法によるこれまでの事業費及び残事業費、成田空港の 警備に要する経費などの質疑が行われた後、全会一致で可決された。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するための国庫補助率の特例措置の適用年度を5年間延長 しようとするものである。

委員会においては、消防職員の団結権、消防補助金の現状、高規格救急自動車及びヘリコプターの整備、消防職員の動務条件などの質疑が行われた後、全会一致で可決された。

警察法の一部を改正する法律案は、内外の社会情勢の変化に対応した警察運営の展開を図るため、警察庁に生活安全局及び情報通信局を設置し、並びに警察庁長官官房に国際部を設置する等その内部部局の組織を改めるとともに、最近における犯罪の広域化等に効果的に対応するため、都道府県警察相互間の関係等に関する規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、国際化、都市化、情報化のもとにおける警察行政のあり 方、京都府警の強制捜査に対する疑義などの質疑が行われた後、全会一致で可 決された。

消防法の一部を改正する法律案は、消防協力者に係る補償制度の対象範囲を 拡大するとともに、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の都道府県知事によ る受験資格の認定制度を廃止し、かわって受験資格を認める場合を自治省令で 定めることとするものである。

委員会においては、補償範囲の拡大の具体的内容、消防職員の勤務条件等の 改善、補償対象者の認定のあり方などの質疑が行われた後、全会一致で可決さ れた。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理 化を図るため、第1に、中核市制度を創設し、指定都市以外で規模能力が比較 的大きな都市についてその事務権限を強化すること、第2に、多様化した広域 行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ 体制を整備するため、広域連合制度を創設すること、その他、直接請求におけ る代筆署名及び住民訴訟に係る応訴費用の公費負担を認めようとするものであ る。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 案は、地方自治法の一部改正により中核市制度及び広域連合制度を設けること に伴い、関係法律の規定を整備しようとするものである。

委員会においては、中核市指定要件の妥当性、広域連合への国からの権限移譲、市町村合併の進め方、直接請求における代筆署名制度の意義などの質疑が行われ、討論の後、両案ともに多数をもって可決された。

#### 〔決 議〕

本委員会では、3月29日、地方分権の時代にふさわしい地方税財源の確保外 3項目にわたる「地方財政の拡充強化に関する決議」を行った。

#### [国政調查・委嘱審查]

3月28日、佐藤自治大臣及び政府委員から、平成6年度地方財政計画について説明を聴取した。また、6月3日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について石井自治大臣・国家公安委員長から所信を聴取し、平成6年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について政府委員から説明を聴取し、所信に対する質疑を行った。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度自治省及び警察庁 関係予算の審査を行い、公共投資基本計画における地方単独事業の協力度合、 地方消費税導入の必要性、地方公務員の定員管理、違法駐車抑止システムの導 入などの質疑が行われた。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年3月8日(火)(第1回)

理事の補欠選任を行った。

地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。

暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席 要求の件については委員長に一任することに決定した。

#### ○平成6年3月28日(月)(第2回)

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付) 以上両案について佐藤自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及 び運輸省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第13号・閣法第14号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

平成6年度の地方財政計画に関する件について佐藤自治大臣から概要説明 を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

(閣法第12号) (衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付) 以上両案について佐藤自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、 大蔵省及び文部省当局に対し質疑を行った。

## ○平成6年3月29日(火)(第3回)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

(閣法第12号) (衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付) 以上両案について佐藤自治大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行 い、それぞれ討論の後、いずれも可決した。

(閣法第12号)

· 賛成会派 社、新緑、公、共、二院

反対会派 自

(閣法第31号)

替成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

なお、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院送付) について附帯決議を行った。

地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

## ○平成6年6月3日(金)(第4回)

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について石井国 務大臣から所信を聴いた。

平成6年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について石井国 務大臣、政府委員及び建設省当局に対し質疑を行った。

消防法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について石井自治大臣から 趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第68号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

## ○平成6年6月14日(火)(第5回)

警察法の一部を改正する法律案(閣法第22号) (衆議院送付) について石 井国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

## ○平成6年6月16日(木)(第6回)

警察法の一部を改正する法律案(閣法第22号) (衆議院送付) について石 井国家公安委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。 (閣法第22号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第70号) (衆議院送付)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第71号) (衆議院送付)

以上両案について石井自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日(月)(第7回)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第71号) (衆議院送付)

以上両案について石井自治大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、 いずれも可決した。

(閣法第70号・閣法第71号)

賛成会派自、社、新緑、公、二院反対会派共

○平成6年6月22日(水)(第8回)

平成6年度一般会計予算(衆議院送付)

平成6年度特別会計予算(衆議院送付)

平成6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(警察庁)、自治省所管及び公営企業金融公庫)について石 井国務大臣、政府委員、運輸省及び建設省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日(水)(第9回)

請願第56号外7件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

# (3) 付託議案審議表

• 内閣提出法律案(8件)

注) ※は予算関係法律案

番号	(1)- 27	先	提出月日	参	議	院	衆	議	院	144
	件名	議院		委員会 付 託	委員会 議 決	本会議	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議	備考
<b>*</b> :12	地方税法及び地方財政法一部を改正する法律案	の衆	6. 3. 8	6. 3.28	6. 3.29 可 決	6. 3.29 可 決	6. 3.24	6. 3.25 可 決	6. 3.25 可 決	6. 3.24 衆本会議趣旨説明 3.28 参本会議趣旨説明
<b>%13</b>	新東京国際空港周辺整備 ための国の財政上の特別 置に関する法律の一部を 正する法律案	措  "	3. 8	3. 25	3. 28 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 24 可 決	3. 25 可 決	
<b>%</b> 14	消防施設強化促進法の― を改正する法律案	部 "	3. 8	3. 25	3.28 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 24 可 決	3.25 可 決	
<b>*</b> 22	警察法の一部を改正する   律案	法 //	3. 18	6. 6 (予)	6.16 可 決	6.17 可 決	5. 20	6.3 可决	6. 7 可決	
<b>*</b> :31	地方交付税法等の一部を 正する法律案	改 "	3. 18	3. 25	3. 29 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3.25 可 決	3. 25 可 決	
68	消防法の一部を改正する 律案	法参	4. 22	5. 25	6. 3 可 決	6. 6 可 決	5. 20 (予)	6. 10 可 決	6.14 可 決	

番号	件	名	先議院	提出月日	参	議	院	衆	議	院	/#- #
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議	備  考
70	地方自治法の- る法律案	一部を改正す	衆	6. 4.28	6. 6.16	6. 6.20 可 決	6. 6.22 可 決	6. 6. 1	6. 6. 7 可 決	6. 6. 8 可决	
71	地方自治法の- る法律の施行に 律の整備に関す	伴う関係法	"	4. 28	6. 16	6. 20 可 決	6. 22 可 決	6. 1	6. <b>7</b> 可 決	6.8 可 決	

# (4) 成立議案の要旨・附帯決議

# 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第12号) 【要旨】

本法律案の主な内容は、以下のとおりである。

#### 1 地方税法に関する事項

- (1) 個人住民税について、定率による特別減税を次により実施する。
- ① 平成6年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割額の 100分の20に相当する金額(当該金額が20万円を超えるときは、20万円) を特別減税額として所得割額から控除する。
- ② 平成6年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の徴収方法について、 普通徴収については平成6年6月分の納付において特別減税額を控除す ることとし、特別徴収については均等割額及び所得割額ともに平成6年 6月及び7月において徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を同 年8月から翌年5月までの10カ月間で徴収する。
- (2)個人住民税所得割について、特定扶養親族に係る控除額を39万円(現 行36万円)に引き上げるとともに、非課税限度額の引き上げを行う。
- (3) 法人住民税について、均等割の税率の見直しを行う。
- (4)事業税について、新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る特例措置は、 4年間の経過措置を講じた上、廃止する。
- (5)土地の評価がえに伴い、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税について、当該取得が平成6年中に行われた場合は課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合は課税標準を価格の3分の2とする特例措置を講ずる。
- (6) 信用協同組合、労働金庫及び信用金庫等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止し、 経過措置を講じた上、課税標準をその価格の2分の1の額とする。
- (7) 三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の課税の特 例措置の対象となる土地の取得期限を、平成5年12月31日(現行平成6

年3月31日)までとする。

2 地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置として減税補てん債を発行することができることとする。

3 施行期日

この法律は、原則として、平成6年4月1日から施行する。

### [附帯決議]

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 平成6年度の特別減税等に伴い発行する特例地方債の償還財源については、 税制改革の実現を図る中で地方税源の充実によって適切に確保すること。
- 2 税制改革に当たっては、地方財政の健全化を図るとともに、地方団体が高 齢化の進展等に伴い増大する行政需要に的確に対応し得るよう、地方税源の 充実を基本として、地方分権の推進に即応した安定的な地方税体系を確立す ること。

なお、恒久的な個人住民税減税とその財源問題についても、地方税の直間 比率の是正等の観点を踏まえた税制の改革の中で結論を得ること。 右決議する。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)

#### 【要旨】

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、成田空港の設置に伴い、関係地方公共団体において、空港周辺地域における公共施設を計画的かつ総合的に整備する必要があることから、その財政負担を軽減するため、国の負担割合のかさ上げ等国の財政上の特別措置を規定しており、本法律案は、同法の有効期限を平成11年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

## 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

#### 【要旨】

消防施設強化促進法は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率のかさ上げ措置を規定しており、本法律案は、この特例措置の適用年度を5年度延長し平成10年度までとしようとするものである。

#### 警察法の一部を改正する法律案(関法第22号)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 警察庁の内部部局に関する改正
  - (1)警察庁長官官房の所掌事務に警務局の所掌事務を加えるほか、社会の 国際化に対応した警察行政を統一的かつ効果的に推進するため、長官官 房に国際部を新たに設置する。
  - (2) 市民生活の安全と平穏を確保するための警察行政をより強力に推進するため、警察庁に生活安全局を新たに設置するとともに、警務局を廃止する。
  - (3)警察庁刑事局の所掌事務を改めるとともに、同局保安部を廃止する。
  - (4)情報処理技術と通信技術の一体的な運用による警察活動の効率化を推進するため、警察庁に情報通信局を新たに設置するとともに、通信局を廃止する。
- 2 都道府県警察相互間の関係等に関する改正
  - (1)管轄区域が隣接し、または近接する都道府県警察は、相互に協議して 定めたところにより、都道府県境域の一定の区域における事案を処理す るため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる こととする。
  - (2) 都道府県警察は、居住者その他のその管轄区域の関係者の生命、身体 及び財産の保護に関連して必要がある限度においては、その管轄区域外 にも、権限を及ぼすことができることとする。
  - (3)警視総監または道府県警察本部長は、当該都道府県警察が、他の都道 府県警察の管轄区域に権限を及ぼし、その他他の都道府県警察と共同し

て事案を処理する場合において、必要があると認めるときは、相互に協議して定めたところにより、関係都道府県警察の一の警察官に、当該事案の処理に関し、当該協議によりあらかじめ定めた方針の範囲内で、それぞれの都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができることとする。

#### 3 施行期日

この法律は、平成6年7月1日から施行することとする。ただし、都道府 県警察相互間の関係等に係る改正規定は、公布の日から施行することとする。

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 地方交付税の総額の特例
  - (1) 平成6年度分地方交付税の総額

平成6年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、2,160億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計借入金2兆9,179億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額2,137億円を控除した額とする(以上の措置により、地方交付税の総額は、15兆5,020億円となる。)。

(2) 平成7年度分以降の地方交付税の総額の特例

平成6年度における法定加算額の一部等7.880億円については、平成12年度から平成21年度までの地方交付税の総額に加算する。

- 2 基準財政需要額の算定方法の改正
  - (1) 自主的・主体的な活力ある地域づくりに要する経費、地域住民の福祉 の充実のための経費、教育水準の向上のための経費、住民生活の質の向 上のための社会資本の整備に要する経費、快適な環境づくりに要する経 費、農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、国際化及び地域文 化振興に要する経費等を措置するため、単位費用を改定する。
  - (2) 高齢者保健福祉に係る基準財政需要額をより的確に算定するため、測 定単位を高齢者人口とする「高齢者保健福祉費」を設けるとともに、高 齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要す

る経費の財源を措置する。

3 基準財政収入額の算定の特例

個人住民税の特別減税等に伴い、平成6年度に限り、基準財政収入額の算定方法の特例を設ける(減税に伴い減税補てん債により対応することとなる減収額を加算する措置)。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

# 消防法の一部を改正する法律案(閣法第68号) 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 消防作業に従事した者に係る災害補償に関する事項

構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所等の用途に供することができるものがある建築物等において火災が発生した場合に、当該建築物等の所有者、管理者、占有者等のうち、火災が発生した部分に係る者以外の者が、消防作業に従事して、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかりまたは障害の状態になったときは、新たにその者を補償の対象とするものとする。

- 2 甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項 甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格に関し、一定の 受験資格以外にこれと同等以上の学力、知識等を有すると都道府県知事が認 定した者について受験資格を認める認定制度を廃止し、かわって受験資格を 認める事由を自治省令で明定するものとする。
- 3 罰則に関する事項 罰金額等の引き上げを図ることとする。
- 4 施行期日等
  - (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政 令で定める日から施行するものとする。ただし、罰則に関する事項は公 布の日から起算して20日を経過した日から、甲種危険物取扱者試験及び 甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項は平成7年4月1日から施

行するものとする。

(2) 甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格の認定に関する経過措置その他所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

# 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第70号) 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

## 1 中核市に関する事項

指定都市以外の都市で、規模能力が比較的大きな都市について、その事務 権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにする ため、中核市制度を創設する。

- (1) 中核市またはその執行機関は、指定都市またはその執行機関が処理することのできる事務のうち、中核市等で処理することが適当でない事務 (都道府県等が一体的に処理する方が効率的な事務等)以外で政令で定 めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。
- (2) 中核市となる要件は、①人口30万人以上、②面積100平方キロメート ル以上、③人口が50万人未満の場合には周辺地域の中核としての機能を 有する都市として政令で定める基準を満たすこととする。
- (3) 中核市の指定は、関係市からの申し出に基づき、政令で行う。関係市 がこの申し出をしようとするときは、当該市の議会の議決を経るととも に都道府県議会の議決を経た都道府県の同意を得なければならない。

#### 2 広域連合に関する事項

多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国等から の権限移譲の受け入れ体制を整備するため、広域連合制度を創設することと する。

(1)普通地方公共団体及び特別区は、その事務またはその執行機関の事務で、広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図るとともに、これらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を

定め、自治大臣または都道府県知事の許可を得て、広域連合を特別地方 公共団体として設置することができる。

- (2) 広域連合またはその執行機関は、国または都道府県の執行機関から権限または事務の委任を受けることができる。また、広域連合の長は、国の行政機関の長または都道府県の執行機関に対し、その権限等を委任するよう要請することができる。
- (3) 広域連合においては、その議会の議員または長の選挙の方法は一定のものに限定する。
- (4) 広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有す る者で当該広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に対し直 接請求を行うことができる。
- (5) 広域連合は、その議会の議決を経て広域計画を作成しなければならない。広域連合の長は、議会の議決を経て、構成団体等に対し、当該広域計画の実施に関して必要な措置を講ずべきことを勧告し報告を求めることができる。
- (6) 広域連合は、その条例により、その長及び国の地方行政機関の長、都 道府県知事、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者等のうちから広 域連合の長が任命する者をもって組織する協議会を置くことができる。
- (7) 広域連合の経費の支弁の方法として、構成団体の分賦金に関して定める場合、その規約は、広域計画の実施等に資するため、構成団体の人口、面積、財政力その他客観的指標に基づかなければならないものとし、当該分賦金について構成団体は必要な予算上の措置を講じなければならない。
- (8) 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、 自治大臣または都道府県知事の許可を受けなければならず、自治大臣は 解散の許可をしようとするときは国の関係行政機関の長に協議しなけれ ばならない。

#### 3 その他の事項

(1)身体の故障等により直接請求の請求者の署名簿に署名することができない者に代筆署名を認める。

- (2)住民が地方公共団体に代位して行う当該職員に対する損害賠償請求等 の訴訟において、被告たる職員が勝訴した場合、地方公共団体は応訴費 用の公費負担を議会の議決により認めることができる。
- (3) 罰金額及び過料額について所要の引き上げを行う。
- (4) 法令の制定または改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加える。

#### 4 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政 令で定める日から施行する。ただし、その他の事項に掲げる事項につい ては、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- (2)この法律の施行に伴い必要な経過規定を定める。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第71号)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 中核市制度の創設に伴う改正
  - (1) 地方自治法の改正により、中核市に関する特例を設けることになった ことに伴い、関係法律に中核市に関する事務配分の特例規定を定める。
  - (2) 中核市に保健所を設置する。
  - (3) その他中核市に関する事務配分の特例規定を設けることに伴い、関係 法律の規定を整備する。
- 2 広域連合制度の創設に伴う改正

地方自治法の改正により、地方公共団体の組合に広域連合を追加することになったことに伴い、関係法律について広域連合に関する所要の規定の整備を行う。

#### 3 施行期日

この法律中、中核市関係の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方 自治法第2編第12章の改正規定の施行の日から、広域連合関係の規定は地方 自治法の一部を改正する法律中地方自治法第3編第3章の改正規定の施行の 日から施行する。

# (5) 委員会決議

# 地方財政の拡充強化に関する決議

政府は、今日の厳しい経済情勢のもとにおいて、地方行財政の長期的な安定と発展を図り、地方行財政の課題に的確に対応し、諸施策を着実に推進するため、左記の事項について措置すべきである。

- 1 100兆円を超える多額の借入金が将来の地方財政を圧迫するおそれがあることにかんがみ、地方一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。特に、税制の抜本的見直しに当たっては、平成6年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金及び増発された地方債の償還を含めて、地方分権の時代にふさわしい地方税財源を確保すること。
- 2 高齢化社会に対応し、地域福祉を推進するため、地方団体が単独で行う社 会福祉経費の充実を図ること。
- 3 地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を推進し、自主的・主体的な地域づくりを更に進めるため、地方単独事業の一層の充実を図ること。
- 4 地方団体が積極的かつ主体的に取り組むことが求められている環境問題、 農山漁村対策、森林・山村対策、国際交流、地域文化、消防等の諸施策については、財政措置の充実を図ること。 右決議する。